

# 令和4年度 給与改定について

## 1 令和4年大阪市人事委員会勧告

人事委員会は、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用の職員（11,160人）の給与における、令和4年4月の公民較差（7,564円（1.93%））に基づく給与改定として、給料の引上げ改定によることが適当であるとしている。その他、諸手当の改定については、民間の支給状況や本市職員の勤務実態を考慮するとともに、国及び他都市の状況等も考慮して、検討する必要があるとしている。

また、給料表を改定する場合の意見として、賃金センサスに基づく民間給与の傾向を踏まえると、役職段階が下位である係員級（主務を除く。）及び係長級においては、本市職員が民間の給与水準を下回る傾向が見られることや国家公務員においても大卒程度の初任給額を3,000円、高卒者の初任給額を4,000円引き上げる人事院勧告がなされる状況を総合的に勘案すると、次のように改定を行うことが適当であるとしている。

- ・大卒初任給（1級27号給）を6,000円、高卒初任給（1級11号給）を7,000円引き上げ。
- ・主に30歳台半ばまでの職員に対して適用される級及び号給については、給料月額の前年改定率以上で重点的に配分。
- ・初任給の引上げ後も現行の給料表の構造を維持することを前提として、昇格時の号給対応とのバランスを考慮しつつ、下位号給から上位号給に向けて改定率を逡減させ、30歳台半ばの職員に対して適用される級及び号給については平均改定率程度の改定。
- ・30歳台半ばより上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本としつつ前後の級のバランスを考慮して現行の給料表の構造が維持される範囲内で改定。

## 2 令和4年度給与改定について

本年の給与改定については、人事委員会の意見を踏まえ、給料表の改定を行うこととし、諸手当のうち、給料月額に職務の内容に応じて一定の率を乗じることを基本として手当額を設定している管理職手当について、次の取扱いとする。

### 1) 管理職手当について

これまでの手法のとおり給料月額と管理職手当の平均改定率（2.02%）を現行手当額に乗じたところ、比較給与に対して173円の引上げとなる。これに地域手当の跳ね返し分を合計すると、201円の引上げとなり、残り7,363円が給料表とその跳ね返しによる地域手当の改定額となる。

この7,363円から地域手当のはね返し分を除いた残額の6,347円（※）を給料月額の改定額とし、この額を除いた残額の1,016円を地域手当へのはね返し分の改定額とする。

(※)7,363 円 ÷ 1.16 = 6,347 円 (円未満四捨五入)

(管理職手当改定額の算定表)

補職	R4.4 人員	改定前	改定額 (2.02%)		改定後
				円単位	
局長	29	141,000	2,000	2,848	143,000
理事等	5	136,000	3,000	2,747	139,000
理事	19	124,000	3,000	2,504	127,000
部長	70	111,000	2,000	2,242	113,000
担当部長	115	91,000	2,000	1,838	93,000
課長 (特)	152	82,000	2,000	1,656	84,000
課長	557	75,000	2,000	1,515	77,000
一部事業所課長	11	65,000	1,000	1,313	66,000
その他	10,202				
計	11,160		173		

※局長の管理職手当については、最高号給の給料月額の 25%を超えるため補正を行った。

(原資表：管理職手当改定後の給料月額改定率 2.01%)

	平均	改定額	改定率 (%)
給料月額	315,110	6,347	2.01
扶養手当	9,225		
管理職手当	7,196	173	2.40
地域手当	53,061	1,044	1.97
うち、管手分	1,151	28	2.43
住居手当	7,276		
単身赴任手当	113		
比較給与	396,380	7,564	1.93

## 2) 給料表について

給料月額が現給保障の適用を受ける職員は、その者の現給保障額をその者が受ける級号給の改定率で改定を行うこととする。